

建築許可申請書添付図書（審査会基準第 15 号）

確認事項

旧住造法、開発許可団地	旧住造法や開発許可を受けた団地については、用途の変更がない場合、許可申請が不要となります。（事前協議要）
-------------	--

チェック	図書の種類	摘要
	建築許可申請書	様式あり 申請書裏面を参照
	付近見取図 S=1/2, 500	都市計画図にて作成 図面の作成要領を参照 ※一宮市地図情報サイト「138マップ」（都市計画情報）から印刷できます。
	敷地現況図 S=1/200程度	図面の作成要領を参照
	土地公図の写し(*)	法務局若しくは本庁舎3階資産税課で入手 図面の作成要領を参照
	実測図	建売住宅・宅地分譲の場合、公共施設の新設等がある場合、土地登記簿面積と差異及びセットバックがある場合に添付(資格者の記名要)
	土地の登記事項証明書(*)	法務局で入手 閉鎖謄本等が必要な場合あり(この場合は、発行から3ヶ月以上前のものでも可)
	同意を得たことを証する書類	様式あり 土地所有者の同意 ※権利者の住所地在土地登記簿謄本と異なる場合は、現在の住所地在が確認できる書類を添付
	宅地建物取引業者免許の写し	分譲の場合に添付
	既存宅地確認申請書の写し	既存宅地確認を受けている場合に添付
	委任状	様式あり 委任する者の住所及び氏名、連絡先、事務所名、資格、委任する内容を記載。

共同住宅・長屋建住宅・店舗・事務所・倉庫・工場等の場合に必要となる図書

建築物各階平面図 S=1/200以上	図面の作成要領を参照
建築物立面図 S=1/200以上	図面の作成要領を参照

申請場所により必要となる図書（各々の担当部署にて確認）

水路占用許可の写し	占用橋により接道する場合に添付すること。また、水路や道路側溝への排水についての工事が必要な際に許可の要否を管理者に確認の上、必要な場合に添付※道水路管理課で確認
施工承認書(図面も含む)	既存の公共施設を工事する場合、申請が必要かどうか管理者に確認し、必要な場合に添付要
都市計画法第53条による許可書の写し	都市計画道路等に建築物がかかる場合に添付 ※都市計画課で確認
河川法による許可書の写し	申請地が河川に近いときは、許可が必要かどうか河川管理者に確認の上、許可が必要な場合に添付 ※木曽川は国土交通省第1及び第2出張所で確認 日光川は一宮建設事務所で確認
国道、県道、市道施工承認書の写し	道路からの乗り入れ、敷地内排水の放流についての申請が必要かどうか管理者に確認の上、申請が必要な場合に添付

- ※ その他の書類について、必要に応じてお願いする場合があります。
- ※ (*)が付いているものは発行から3ヶ月以内のものを添付してください。（閉鎖されたものを除く）
- ※ 申請書は正・副、各1部提出してください。（副本の添付図書は正本のコピーで可）